

参議院内閣委員会會議録第二十七号

昭和三十一年四月十三日(金曜日)午後
一時四十二分開会

委員の異動

本日委員川村松助君、木島虎藏君、植竹春彦君、苦米地義三君及び菊川孝夫君辞任につき、その補欠として白井勇君、井村徳二君、横川信夫君、堀末治君及び永岡光治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小柳 牧衛君
理事 野本 品吉君
千葉 信君
島村 軍次君

委員

井上 知治君
井村 徳二君
木村篤太郎君
白井 勇君
中山 壽彦君
堀 末治君
横川 信夫君
亀田 得治君
木下 源吾君
田畑 金光君
永岡 光治君
吉田 法晴君
廣瀬 久忠君
堀 眞琴君

国務大臣

国務大臣 船田 中君

政府委員

防衛政務次官 永山 忠則君

防衛庁次長 増原 喜吉君

防衛庁長官 門叶 宗雄君

官房長官 都村新次郎君

防衛庁教育局長 加藤 陽三君

防衛庁人事局長 北島 武雄君

防衛庁経理局長 久保 鑑夫君

防衛庁装備局長 杉田正三郎君

常任委員 会専門員

本日国会に付した案件

○公共企業体職員等共済組合法案の撤回に關する件

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから開会いたします。

委員の変更について御通知申し上げます。四月十三日菊川孝夫君、川村松助君、木島虎藏君が辞任せられまして、その補欠に永岡光治君、白井勇君、井村徳二君が選任せられました。

○委員長(小柳牧衛君) 公共企業体職員等共済組合法案の撤回に關する件を議題にいたします。

昨四月十二日、右案の発案者植竹春彦君外二十七名の方から撤回要求が提出されましたが、これに許可を与えることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて。

もが兵隊に入つたときは五錢二厘、一日に、上等兵になつて六錢五厘、一日に、こういうのが、その後幾らかずつ高くなつたにしても、これはあんパンを屋に食へばほとんどなくなるくらいで、今日は一般公務員の給与ですね、こういうふうになつておるのです。

従つてそればかりではなく、根本的にはいゆる目的ですね。防衛隊、自衛隊の目的、今申しておつた国土の防衛も、それは一般的に話をしております。元と今とはそういうふうになつておるのじゃないか、これは時間がありませんからそのことは端的に言いますが、その当時は天皇の軍隊です。元の軍隊は御承知の通り。そしてその性格といふものは、封建的な権力、大地主的な権力でも申しましようか、そういうものを守るといふところに重点があつたのではないかと思つて、これはいづれにしても今日と違つておらなければならぬと思う。今日はそういう意味での相違はどういうふうになつておるかといふことを御説明願ひたい。

○国務大臣(船田中君) これは現行憲法において天皇主権といふものはなくなつておりまして、民主政治が行われおるといふことでございますから、終戦前の国軍とは著しい違いがあると思ひます。

それからただいま御指摘もありましたが、戦前の軍隊であれば徴兵制度でございまして、その給与等も非常に安くなつておつた。今日においては全部志願兵、志願制度によつておりますから、従つて一般公務員と同じような、公務員としての給与、待遇を受けおるといふようなことでございまして、今日の自衛隊は、従つて補充といふような点におきましては戦前と著しく違つておるわけでございまして、

○木下源吾君 今の自衛隊は徴兵ではない、いわゆる義務制でもない、その当時と給与の面などでも著しい相違がある。同時にアメリカとともに防衛する。で、アメリカは御承知の通り世界の資本主義の大国であります。いろいろ見ておりますといふと、今の自衛隊、アメリカの軍隊、これはその自由主義国といふんです、もつと端的に言うならば資本主義国、資本主義を擁護する、それを防衛する、こういうような格好で設けられておるのうに見受けられますが、その点についてはどうですか。

○国務大臣(船田中君) わが自衛隊は、自衛隊法に明記されておりますように、わが国の独立と平和を維持し、直接または間接の侵略に対して国土を防衛する、こういうことが任務でございまして、資本主義の擁護であるとかあるいは社会主義の排斥だとか、そういうようなことは考へておらないのであります。どこまでも国土の防衛といふことが任務でございまして。

○木下源吾君 独立のために軍隊を作らう、こう言われますが、これはしばしば言われておるやうに、ある意味においてはこれだけの基地があり、そして日本の主権が及ばないところがたくさんある。そしてそのための司法権も制約を受けておるといふやうな状態、これは一つ独立を侵されておる状態と言ひ得るのではないかと私も思ふのであります。で、このために自衛隊があるというならば、独立のためにというならば、そうして私が今申し

上げたやうなことが、独立は侵されておるといふことであるならば、そのために自衛隊が用いられるのじゃないかというやうにも考えられるのですが、ただ独立と平和といひましても、そう一般的な表現で、なるほどといつて今納得するわけにはいかないという実情にあるのじゃないか、こう思ふのです。その点についてはどう思ふようになお考えですか。

○国務大臣(船田中君) わが国が今独立国であるかどうかといふやうなことは、これは何も独立の侵襲といふことにはならぬと存じます。日米安保条約といふものは、両主権国が協定をいたしまして、御承知の通りお互に話し合つて約束をいたし、わが国土の防衛を共同でやるという約束のもとにあるのでありますから、これについては私は独立国なればこそ日米安保条約といふものが締結されたのであると、かように考へております。

○木下源吾君 しかし、そういう御答弁であれば、これはいゆるしばしば首相が言われる完全独立といふやうなことになるやうな、またその他においても有力な政府の人々がわが国の完全独立のためにいふことを始終言われおるといふやうなことを、あなたの言われるところの独立国だといふことと非常な趣きが違ふと思ふのですが、そういう点は食い違いがありませんか。

○国務大臣(船田中君) 総理が完全独立といふことを言われたのは、一つの形容としてはそれはわれわれも普通に使うことでございまして、ただいま私が申し上げたのは国際法あるいは国内法の法律的なわが国の地位といたしましては独立国である。しかし同じ独立国でありましても、経済の自立あるいは防衛態勢が自立しておるかどうかがいゆる形容詞として完全な独立国になつた。裏を返せばある程度相当強力な国になつた、経済の自立も達成したい、こういうやうな趣旨において完全な独立あるいは独立の完成といふやうな言葉を使われると思ひますが、法律的には、私は日本は国際法においても国内法においても完全な独立国である、こう申して差しつかえないと思ひます。

○木下源吾君 私は、今政治的な意味をお尋ねしておるのであつて、法律の解釈とか何とかいふ問題をこまかく今刻んでいふのではないのです。あなたが日本は独立国であるといふことを今あらためて私に言明されたから、総理は今までしばしばそういうこととは違つた、完全独立のためといふことを始終言われておると、そういうことでは云々なんといふことを私は今聞いておるのではない。そういうことを論議すれば長くなる。私の今お聞きしようとするところは、日本は自由主義諸国と一緒に進んでおるといふこととが間違ひない。そして、かつて日本が軍隊を持つて、その経過は御承知の通りであります。そして経済と密接な結びつきの上において戦争が行われたのであり、昨日来いろいろお聞きしております、戦力であるとか、第九條による戦力ではないと、いろいろな

ことを言つておるが、これは何もそういうことをこまかく詮議立てるまでもなく、攻撃とは最大の防禦だといふ言葉が昔からあるものであります。兵器がどうであらうと何であらうといふことの問題よりも、大体その国の政治の本質が、やつておるか、防衛的な本質であるかといふところに問題点があると思ふから今お尋ねしておるのであります。私は、今あなたのおっしゃるやうな法律的にどうだといふことを、そういうことを……ですから私は総理大臣のやうなことをお聞きすることができるかといふことを買頭と言つておるのとはそこなんです。少くも軍隊を持つ、その軍隊といふものは、その国の利益のために何らかになつておるかといふことが問題だと思ふのであります。かつては日本が軍隊を持つて、あのくらの陸海軍を持つて、そして外交の線においてそれがバック・ボーンになつた。それが国のつまり利益になつた政策を進めていた。取引をやる上においても力があるから、こちら自分のものを有利に植民地でもあるいはそのほかの国に売ることができた。これはみづからを守るということでは他国を力をもつて威嚇しながら、そうして一方に経済的利益をとつておつた。そういう力と力のバランスが破れて、根底にはやう経済、貿易、そういうものがある、そのバランスが破れて戦争になつた。一切のものが皆戦力になつて、そしてそこにはもはや防衛だとか侵略だとか、そういう問題を超越してしまつて戦つたわけでありまして、今の防衛隊がそういう危険を

持つのではないかと、こういうように国民が考へておられるわけなんです。そこで問題ができておられるわけなんですから、私はあなた方が通り一べんな抽象的な御答弁をなさなくても、国民がこれを納得しないから私は今お聞きしておるのではありません。私はそれをお聞きしておる。日本が今みずから守らんとするものは何であるか。それは具体的にあなた達は国土だといふけれども、

実際には国土を守るといふそのような表現は、それは封建的な権力、大地主の土地を守るといふ、それにつながっておるだけであります。実際はアメリカの利益を守る立場にアメリカがあるといふことは、これは疑い余地がありません。それと共同的に日本がやるのであるからして、やはり日本も資本擁護のためにやっているのだ。日本が、昔一日五錢二厘の給料の兵隊が今日公務員並みに普通の給料を払って兵隊を使っている。それが資本の利益を守る推移を物語っているのだ、こういうふうに私は考へておるのだが、あなたはどうですか。

私はもう持ち時間があまりありませんから、一人でしゃべって要点だけをお聞きしようと思つたのですが、そういう点を、何を守るために日本が、ただ国土なんというそういう漠然としたものではなく、それはある意味においてはごまかしですけれども、そんなことははっきりしてもらいたいと思つたのです。それによつて給料も安ければ高くなければならぬ。資本家を守るための給料だから安ければ高くなければならぬ。そういうことをお聞きしておるので、一つ御親切に御答弁をお願い

します。

○國務大臣(船田中君) これは先ほども申し上げましたように、わが国の独立と平和を維持し、直接または間接の侵略に対してわが国土の防衛に當るといふことが自衛隊の任務であり、すなわち防衛の本旨がそこにあると存じます。あえて資本主義を守るとか、あるいは資本を擁護するとかいふことを自衛隊の任務としておるものではないのであります。

○龜田得治君 ちょっと委員長、今のに關連して。まあ時間がないからにはなはだ何ですが、ちょっとお聞きします。がね。あえて資本主義などを守るつもりはない、こうおっしゃるのですが、それならば社会党が政権を取つて社会主義の政策を実行する。そういう場合であつても自衛隊というものはその社会主義体制を守つていく、とにかくそのときの政治体制を守つていくのである、こういうことが断言できますか。そういう建前をとっているといふことですか。

○國務大臣(船田中君) 自衛隊の任務は、先ほど来申し上げておる通りに、わが国の独立と平和を維持し、直接または間接の侵略に対してわが国土の防衛をする、これが任務でありまして、その点においては社会党政権ができて、これも異なることはないと思つておる。

○木下源吾君 だけれども、今まで言われたのは戸締り論といふますかね、そこにやはり内容は、ものをとられ、こゝろの意図を含んでいます。どるぼうが入つてきてとられるというふうな、まあ非常にくだらない言い方、比喩でありますけれどもね。やはりこ

の目的は、私は具体的に聞くならば、昔はやはり軍隊の精神的なよりどころ、内務班とかあるいは五箇条の御誓文とか、いろいろあつたのです。そういうものは一体何を、どういふものを使つておるかといふことを具体的に

お聞きしたいのだけれども、これも時間が制約されているから何ですが、おそれる、そういう昔のようなものはないと思ふんです、今は……だから今はただ一口に言へば、悪口を言うならば雇ひ兵と言われているわけなんです。ね。だから金を出さなければ来ない。それで今入つておる人たちは、悪口を言う人は、食えないから食うために志願していくんだ、こういうふうな表現を使われている。そういうことで一体あなた方は満足しているのかどうか。満足しておられるというならば……

そこでは戸締り、ものをとられないように、ものというものは、今一般的にいふところの資本、そういうものをとられないように、こゝろの意図を含んでいます。どるぼうが入つてきてとられるというふうな、まあ非常にくだらない言い方、比喩でありますけれどもね。やはりこ

○國務大臣(船田中君) 自衛隊の教育につきましても、自衛隊法にあげてあります。自衛隊の任務を自覚せしめ、そのために国土の防衛のために挺身する。一面においては犠牲的精神をもつて、一致団結して国土の防衛に當る。いわゆる愛國、愛民族とい

う精神で国土の防衛に當るといふことを主眼として教育をいたしているの

を主眼として教育をいたしているの。ありまして、今、自衛隊に、それは二十万近いものがあるんですから、そのうちに絶対に一人も間違つた者がおらぬといふことをここで断言することはばかきですけれども、大部分の自衛隊員といふものは、自衛隊の任務を自覚いたしました、りっぱな自衛隊員として育成されつたのであります。

私もわずかでありますが、部隊を視察いたしました。従来三年半内閣委員をして外から視察をしておりましたときよりも、内部に入りまして、自分が責任者として自衛隊員を見ました場合において、かなり私が外から予想しておつたよりもいい状態にある、なりつある、かように考へております。

○吉田法晴君 時間がございますが、答弁も一つ要領よくお願いいたします。たゞさん問題がございしますが、その中で具体的に、自衛隊のために演習場を持たい、これも個所は相当たくさんございしますが、その中で神の池といふところがあります。あるいは長官御存じであらうかと思ひますが、こゝは前の體ヶ浦神の池航空隊といふのですか、開放いたしました。開拓をして参ります。現在では鹿南総合開拓といふのですか、北浦の水をとつて導水路を作つて水田にし、あるいは畑灌漑用水をやつて、りっぱな収獲をあげていこう、こゝろの意図を含んでいます。どるぼうが入つてきてとられるというふうな、まあ非常にくだらない言い方、比喩でありますけれどもね。やはりこ

しまして、そこから相當の収益があり、将来総合開拓によつて生活が改善されるという見通しがございますから、反対をしておられますが、こゝろの意図を含んでいます。どるぼうが入つてきてとられるというふうな、まあ非常にくだらない言い方、比喩でありますけれどもね。やはりこ

これは憲法に違反した軍隊ですが、それが基地を設定することを強行することはできないと考へるのでございします。自衛隊、あるいは防衛庁長官としてどういふふうにお考へておられますか。今までの方針が、農林省を通じてそういうことであつたから、あるいは地元

の反対があるならばこれはやめたい、やめるべきだ、こゝろの意図を含んでいます。どるぼうが入つてきてとられるというふうな、まあ非常にくだらない言い方、比喩でありますけれどもね。やはりこ

○國務大臣(船田中君) 神の池の演習地につきましても、自衛隊としてはこれをぜひ獲得したい、しかしそのために無理をし、あるいは関係住民の迷惑も顧みずやるということではございせん。十分に納得せずしてこの神の池の演習場が自衛隊用として使えようにしたいと思つて従来努力して参りましたし、だんだん地元の方々も了解をしてくれておりますので、これは近く円満に解決ができるものと信じております。

こういうことで、それは実は聞きに
いったのだからと思うのであります
が、いわば口実のようになって、二
次会、三次会が行われました。最後は潮
来の翠雲荘というところで、料理が出
る、それから茶も出た、茶も出た
だけでなくて、そのあともあるんです
が、(笑聲)これは建設業者から金が出
ていると考へられます。自衛隊も四億
もむだ使いをする金があるものだけ
ら、鹿島の町に入り込んで二次会か何
かやっておられますが、金をたくさん
使っておられますが、私はこれは自衛
隊から直接金が出たとは思いません。
思いませんけれども、前の演習場を作
りました建設業者、そうしておそらく
今後あそこは航空隊ができるならば、
飛行場ができるならば、その建設工事
を請け負いたいと考へておる建設業者
だらうと思ひますが、そこから金が出
て、潮来でとか夜を徹するという
か、沈没するだけのあれが行われた。
その二、三日後に町議会がひっくり返
された。傍聴者を締め出して眺を徹し
てひっくり返されたというのですが、
そういうことまでして、酒を飲ませ、
茶を飲ませてまでして町議会をひっ
くり返して演習場を作らなければなら
ぬのか。これはまあ事実はある御存
じあるまいと思ひますが、御存じ
ということが許されるかどうか、方針を
一つ承わりたい。

○吉田法晴君 今、吉田委員
がおあげになったような事実を私は承
知いたしております。もしそういう
ような事実があるとすれば、まことに
不都合なことではございますが、防衛庁
といたしましては、神之地演習場を獲
得するのにさような卑劣な手段をもつ

て獲得しようなどと考へておるもので
はございせん。

○吉田法晴君 たとえばそういう場合
に、これは継続して調達業務をやるか
どうか、あるいは一つの建物を年々随
意契約で同じ人間にやらせるかどう
か、これは、将来その工事を請け負いた
せんか、これを三議論があるかもしれ
ないというところでそういう暗躍をする者
に工事を請け負わせる、こういうこと
はこれは好ましいこととお考へになり
ますかどうか。

○吉田法晴君 時間がございせんか
ら、また他日に譲りまして、総括質問
に移りますが、先ほど長官が言われま
したように、民主主義が今の憲法の基
本原則である。あるいは自衛隊も民主
主義の原則に従うべきだといふのであ
るならば、私は国民監視の中、自衛隊
がでる、あるいは大きくなるも小さく
なるも、これは国民監視、あるいは国
民の意思によってなされなければなら
ぬと思ふ。ところが、その民主主義に
つきものであります公開主義というも
のが、自衛隊、防衛庁では行われてお
らぬのではないかと。たとえば六十年計
画のの説明を求めますと、予算委員会
に提示した以上のものはない。ところ
が、民間に出された防衛調達情報
です。それからこの間諜み上げしたけ

れども、ダレス・重光共同声明には、
ちゃんと提示したと書いてある。アメ
リカには提示できる、それから業者、
民間の経済界には提示できる、国会に
は提示できない、そういう秘密主義が
自衛隊にはあるのでしょうか。一体民
主主義的に国民の監視のもとにおいて
できるというのであるならば、私はそ
ういう秘密主義はあるべきではなかる
かと考へますが、長官どういふふう
にお考へになりますか。

○吉田法晴君 国会は申すま
でもなく、国政運営の意思決定の最高
の機関でございまして、国会にはわ
れわれは何ら秘密にして隠しておる事
項はございせん。ただいまおあげに
なりましたようなことは、これはいろ
いろ情報としてはそういうことを誤ま
り伝へたものがあるかと存じますけれ
ども、アメリカ政府に示し、あるいは
業者にも内示するといふようなもので
この国会にことさらに隠しておるとい
ふようなものは何一つございせん。
○吉田法晴君 ございせん。それは
資料を見てごらん下さい。しかもこれ
は申しませんが、だれが出したかといふこと
は内部から数字等については出てい
ることは間違いない。

な、同じような自主性のない点が
随所に現れておりますが、今度の自
衛隊法案あるいは防衛庁設置法の一部
改正法案の中に、あるいは米軍その他
の外国の飛行機が、日本の自衛隊の飛
行場に着陸をした場合には燃料を給す
るとか、あるいは隣接基地に給水をする
とかいふこともございせんが、防衛
庁設置法の中には、不動産、備品、需
品及び役務を、労務を除いて調達、提

供、管理をする、こういうことで
が、これらは言われておるような備兵
再軍備といふか、従属的な軍隊である
と言われるゆえんだと思ふのでありま
すが、どういふ工合に御説明になりま
すか。あるいは防衛庁で不動産等の取
得をやるというの、そして提供を
しようというの、調達庁では困難だ
から、防衛庁が引き受けて、アメリカ
軍の下請をやる、こういうことなの
でしようか。

○吉田法晴君 自衛隊の飛行
場に、自衛隊以外の飛行機が不時着を
したときに、もし油の供給がぜひ必要
であるという場合におきましては、こ
れを供給することができるといふこと
にいたしたものは、これは実際問題
としてさようなことがたびたび起るも
のじゃございせんけれども、しかし
米軍の飛行機も、あるいは日航機に
たしまして、不時着をしなればなら
ぬ、全く自衛隊の飛行場においては給
油も何もできないんだといふことでは
不便でございせんから、そういうこと
のありまして、これは何米軍にそ
のために従属するといふ趣旨にはなら
ぬと存じます。また自衛隊の訓練をい
たします場合において、米軍の顧問
団が一緒にいるといふような場合もあ
ります。そういう場合に、便宜その米
軍の顧問団に対して、給水その他の施
設の提供をするといふことも、これは
便宜の規定でございまして、これをこ
ういふような規定があるから、直ちに
自衛隊は米軍の従属兵であるといふよ
うなことにはならぬと存じます。

○吉田法晴君 今の自衛隊の増強につ
いて限度があるかどうか。これは十
八万、十四万四千トン、千三百云々と
いわれますけれども、しかし前に指摘
をいたしましたように、第二次防衛計
画を検討しておりますという事実があ
るようございまして、限度がある
のかないのか、明確なところ御答弁
を願ひたいと思ひます。あとでもお尋
ねいたしますが、鳩山内閣になってか
ら、あけすけではあるが、ブロー
スがない、限度がない。自衛力問題につ
いては、あとで質問があると思ひます
けれども、こういう点についても、多少
かかって考へられたような限度という
のも全然ないかのように考へられます
ので、明確に答弁を願ひたいと思ひ
ます。

○吉田法晴君 防衛庁として
は、しばしば御説明申し上げましたよ
うに、昭和三十五年を最終年度とし
て六十年に、すなわち昭和三十年
から昭和三十五年に至る六十年、そ
を長期計画の目標といたしまして、そ
の目標はただいまおあげになりました
ように、三十五年度末におきまして、
陸上自衛官十八万、海上艦艇十二万四
千トン、対潜飛行機百八十機、それ
から航空自衛隊において約千三百機、こ
ういふ目標を立てております。これは
国防会議が設置せられましたならば、
これに諮問をいたしまして、政府案
としてぜひ提出をしてもらいたいとい
う希望を持ち、その努力をいたしてお
るわけであります。第二次の計画に
つきましては、現在のところ何も持
っておりません。

○吉田法晴君 それでは今言われた以
上はふやさない、それが限度だと、こ
ういふふうに明言せられますか。

す、この間の答弁は、今のところこ
う、それからその先ふやすかふやさぬ
かはわかりません。こういうことで
から、それでは別にふやすという話
があれば、それに押されていくか、こ
ういう点を聞いている。はっきりとに
か政府として、これは鳩山さんはき
う出ておられぬから、政府を代表し
て答弁されるということですが、その
辺についてはっきりした、これより上
の増強はいたしません。こういうこ
を言われるのかどうか、はっきり一つ
御答弁願いたい。

○吉田法晴君　それではとにかく三十六年度以降についてはやはりはつきりせぬ。それから、それではたとえばあなたの方の陸幕あるいは統幕その他でそのあとのことを考えておられる。そうして作戰要求上からあくまで増強する場合には、徴兵制度もこれは論議の対象になることが予想される云々。徴兵制度ということが考えられる、あるいは研究され、論議される。前から三十万以上については、これは徴兵制度でなければならぬ、こういうお話であります、そういうことは、そういう可能性と申しまするか、それについて

○吉田法晴君 時間がありませんから次の質問に移りますが、この間ダレス國務長官が参りましたのも、韓国との調整等もありましょう。しかしSEATOへの参加というものを日本に要請して参るということは外交方面で考えられる点であります。SEATOに参加をするかどうか、あるいはSEATOに参加して、SEATOの大演習に参加をしたということですが、それは米国の武器あるいは兵隊、で、日本の自衛隊も参加が要請されて参るということ、これは客観情勢から考

○国務大臣(船田中君) SEATO参加のことについてアメリカのダレス長官から要請されたというような事実は何ら聞いておりません。それからまた海外派兵というようなことは政府としては考えておらないのでございます。

○吉田法晴君 ところがどうも声がちっと弱い、はつきりせぬ。(笑声)もう一つ伺いますが、きのう質問をいた

明らかにになりました。それから陸幕その他で戦闘單位についても、対原爆機に備えるならば大體單位を分散をして、裝備と機動力を与えるべきではないか、こういうことが検討をせられておるということ、明らかに原子戦争というものに対して態勢を研究し、あるいは態勢を一部においては考えられておるようであります、しかし原子兵器の輸入はこれは認めない、あるいは原子兵器は持たぬと、こういうことも言つてくれましたが、自衛隊としてあるいは防衛庁として、原子兵器を持

○国務大臣(船田中君) 今、日本が原子戦争に参加するなどということを考へてはおりません。原子兵器を持つという意思も持っておりません。

れにしましても、今までできてきた質問というものは、私は日本の憲法のもとにおいては許されぬのじゃないか、自衛論にしても、日本国憲法の制約がはっきりある。あるいは憲法九条の精神からいふならば、敵を想定する、仮想敵国を考えたということとそれ自身が、私は日本国憲法の禁止するところであつて、そういう国際的な問題

いでありますが、政府を代表して来られたというのでありますから言いますけれども、日本国憲法九条の精神は仮想敵国を想定するあるいは戦闘行為をやる、あるいは自衛を何して戦争をやるといふことは許されないのじゃないかと、こう考えておりますが、防衛庁長官、政府を代表してどのように考えられますか。

○国務大臣（船田中君） 現在の自衛隊は憲法違反ではないと信じます。また今後におきましても国情に相応する最小限度の自衛態勢を整備するというこ

立国としてわが国が最小限度の自衛態勢を整備するということは、私は当然であると信じます。

○堀眞琴君 関連して。先ほど実は関連質問で質問すればよかったと思いますが、質問者の意思を尊重しまして関連質問をしなかったのです。アメリカとの関連で、長官は日本は共同防衛態勢にあるが、日本の自衛態勢は自主的に

これをきめるものである、このように答弁されておる。これに對しまして、これは木下委員だつたと思ひますが、いろいろ例をあげて答弁を求められたんですが、結局自主的に日本の自衛態勢を作るんだということでおしまひになつたと思ふのです。確かに形式的には自主的に見えるわけですが、しかし自衛隊の前身である警察予備隊がどういう形で作られたか。これは申し上げるまでもなく、朝鮮戦争が始つて間もなく、マッカーサー元帥からの要請に従つて、警察予備隊七万五千が作られた。そしてそれがその後のアメリカの要請に基いて今日まできたものだと思つて差しつかえないと思ひます。現にベトナムの方では極東防衛態勢の一環として日本を考へている。アメリカの防衛のための極東防衛、こういう見解のもとに立つて日本の再軍備を要請してきたと思ふのです。そのことはちつとも今も變つてないと思ひます。そしてまた日本の自衛態勢、特に自衛力の限界については、向う側としてはある一定の線を日本に常に出し続けてきたわけですが。新聞などにも出ております。三十二万とか三十五万とか線が出て参つております。池田・ロバートソンの会談でも、ちょうどMSA協定の問題が中心になつて話し合われたのだと思ひますが、あのときにもその問題が出ております。昨年ダレス・重光の会談でもこの問題が出ておると思ひます。つまり自衛力増強の限界をどうするかという問題になつておると思ふのです。三十五年年度の年度末におつしやつたところの陸上十八万、あるいは海上、航空、それに伴うそれだけの増強目標というものはそれは日本側で

一応立てたものだが、しかしそれに対してはアメリカからの共同防衛態勢という建前からの一応の承認があるものだと思ふ。しかしそれは一応の承認であつて、やがては向う側の要請する、ことに日本の軍事基地からアメリカの陸上部隊が撤退するということになりますれば、当然向う側の要求する数字がこちらの方に出て参るんじゃないかと思ふ。その点から見ますという、自主的であるということがきつめて限られた意味での自主的、むしろ従属的な分子を非常に多く含んでいるんじゃないかということが考えられると思ふ。

なお續いてみんな質問いたしますが、時間を取りますから質問いたしますが、それに関連して、自主的というならば、あの安保条約の性質をやはりもう一度検討する必要があると思ふ。安保条約は片務的な条約であつて、双務的な条約ではない。相互援助条約ではないわけだ。イギリスにもフランスにもアメリカの飛行場はあります。軍隊も駐留しております。イギリスなら七十七か八かの飛行場を持つていふ。フランスには八つある。それから西ドイツには十二の飛行場をアメリカでは使つております。スペインには五つとかという工合に、これは昨年のニューヨーク・タイムスに地図も入れてアメリカ側で出している数字であります。しかしイギリスやフランスの場合、御承知のNATOによつて飛行場なりあるいは軍隊が駐留することが認められておるものである。しかもそれは双務的な条約に基いておる。日本の場合には双務的な条約ではない。片務的な条約、そのために重光さんの方か

ら、将来安保条約を双務的にしたいという希望がダレスに向つて申し入れられた。つまり片務的な条約であり、きつめて従属的な条約であるということが大體において認められるのではない。その点から申しまして、日本の自衛隊は自主的な立場においてのものではない、こゝ結論しなければならぬと思ひますが、その点について長官の御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) わが自衛隊の整備いたしておりますことが自主的でないというふうな御意見でございますが、これは私も同意いたしました。わが国の防衛につきましては、わが方において自主的に立案をいたし、そうしてその方針に従つて整備をいたしつゝあるのでございます。もちろん米側から兵器、弾薬あるいはその他の裝備、艦船、飛行機等の供与を受けるものもございまして、従つて米側と常に緊密な連絡をとりまして、わが国の防衛について話し合つておることはこれまた事実でございます。しかしそれによつてわが方の自主性を失うということとはございせん。また御指摘の安保条約につきましては、これは御承知の通り、わが国に自衛態勢がなかつたから、そこでアメリカ側が主としてこの日本の防衛の責任を負うという、いわゆる御指摘のような片務的な規定になつております。しかしわが自衛態勢が漸次整備されて参りますれば、その点におきましては、共同でわが国土の防衛に當る、こういうことになるのであります。そのわが国の自衛態勢が整備されました後においては、安保条約の改訂ということも考えられるで

ございましょうが、しかし現状におきましては、この問題は今直ちに安保条約の改訂というふうなことを日本側として申し出るべき時期ではないというふうに私は考へておるのでございませう。で、先ほど英、仏、スペイン、ドイツ等の例をおあげになりましたが、それらの独立国における米駐留軍との関係というものと、わが国における日本と米軍との関係というものにおいて本質的の違ひはないと存じます。わが国の方が自主性を失つておるといふやうなことはございせん。

○千葉信君 今日一つ大臣と隠やか

○千葉信君 質問もありませんから、単刀直入に問題に入つていきたいと思ひます。問題というのは、今度のこの防衛二法案の審議に當つて、最も中心的な問題となつてしまつた敵基地の飛行機による爆撃というものの、自衛隊の限界についての質問です。この問題につきましては、三月十五日の日にあるなと總理大臣の出席を願つて総括質問をいたしましたときに、結論として、現在の憲法がある限り海外出動は行わない。その海外出動の中には、敵の領地に行くことも、領海を侵すことも、同時に領空を侵犯することも、この点はいくく同一問題であつて、従つてそういう含みの上に立つて海外出動は行わない。こういう答弁を從來からいただいております。その国会の決議の趣旨におき、同時にまた国会の決議の趣旨におき、その国会の決議の趣旨に對して尊重されるかどうか。これに對して鳩山

さんは、国会の決議はむろん尊重いたします、その通りであります。そこで重ねて、日本の自衛隊、航空自衛隊による海外出動というものは起らないということを、鳩山首相はそんなことは考へておらぬという確認を得て差しつかえないです。ね、私はさらに重ねて、海外出動ということば考へたことはございせん。そこで私は、その総括質問でこの問題になつた点がはつきりしたので、それで質問を打ち切つた。ところがですね、三月十五日以後におけるこの内閣委員会等の審議の経過におきましても、またこの問題が明確さを欠いてくる論議が、質疑応答が行われた。どうして一体そういう格好に、せつかくはつきりして、そういう海外出動は、航空機の場合においても行わないという答弁が得られた後に、何かその問題が若干帳消しされたかのような印象を与える論議が行われたり、答弁が得られたり、行われたりした。その原因はどこにあつたかという、やっぱりこれは基地爆撃の政府解等政府が明らかにされた統一解のこの内容が、そういう問題の解明に對して不明確な要素をあくまでも容認するということになつた一つの大きな要素だと思ふのであります。この点は長官もおわかりだらうと思ひます。そこで、その総括質問のときにもいろいろ問題になりましたが、この政府の見解の一致した解釈というのは、これは實際の場合において日本には起り得ない事態なのだが、たまたまそういう答弁をしなければならぬやうな条件を並べて質問が行われた結果、そ

れに対して政府がそういう場合にはどうするかという追及に対して、そういう場合には理屈で言えばこうだという格好で答弁をしたのだ。従って実際上はその解釈は、政府としてはそういう行動をその場合とするなどということはないのだ、この点まではっきりしたのです。ところが、それでもなおかつその問題が残ったのは、やっぱりこの統一解釈の中に出てくる結論、この結論はどういう点が最も私は了承できないかというところ、なるほど政府の方では誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというの憲法の趣旨とするところではないかというところは、どうしても考えられないと思う。つまり急迫不正の侵害、まあそういう事態が起る起らないは別として、そういう場合、黙って自滅をするわけにはいかぬから、だからそういう場合には敵の基地をたたいてもいいはずだ、そういうことまで憲法は禁止してないという解釈がここに出てくるわけだ。

「憲法無視の一例なんだ」と呼ぶ者あり。そうすると、実際上鳩山首相も確認されたように、海外出動は行わないと言っておりながら、それがまた憲法の趣旨でもあり、国会の決議の趣旨を尊重するゆえんであると言いがたから、この場合には航空機による海外出動をしてもいいという、そのいいということが、憲法はその場合黙って自滅すること待っているのではない、むしろ、そういう場合には憲法はこれを防ぐための行動をとってもよろしいという、そういう解釈を憲法に対してしている。つまり憲法の解釈についてここで結びついてきた。そういうことになりますと、せっかく確認された事項も、憲法の解釈でこういう解釈を政府がとっておくということになると、やはり私は問題が残ると思う。この食い違いに対して長官はどうお考えでありますか。

○国務大臣(船田中君) 今、千葉委員がお述べになりました経過は、大体その通りでございます。政府といたしましては海外出動というものは全く考へておられないというのが、これが結論でございます。

○千葉信君 そういたしますと、その海外出動を行わないという条件の中には、陸軍があります、海軍があります、それから空軍があります。問題になりますその空軍による敵の領空に侵入するということ、海外出動という事になるわけですから、これもやらないということになる。こう了解して差しつかえないわけですね。

○国務大臣(船田中君) 航空機によって敵基地をたたいたということは、従来も鳩山首相及び私からそういう趣旨で答弁しておることはないのでございまして海外出動はやらぬというのを申し上げておるわけでございます。

○千葉信君 ですから、時間もたいますから端的にお答え願いたいと思うのですが、その海外出動はやらぬという事は、敵の領空に侵入すること、海外出動と考へて、それも含んで、政府としてはそんなことはやらぬのだと、こう確認しているのですか。

○国務大臣(船田中君) 敵の領空に侵入するということはお考へておりません。

○千葉信君 まあそういうことにならなければならぬと思うのです。ところが困ることは、ここに統一解釈の中には、憲法の趣旨は、日本が座して自滅を待つことができないから、その場合には行ってもいいんだ、こういう解釈です。そうして、これは実際上はあなたもたびたび答弁をしておられるんですが、日本の場合には起らぬ事態ですが、日本の場合には起らない状態が起ったとしても、現在の状態では、安保条約に基づく行政協定の第二十四条に基づいて日本の自衛隊が行う行動の限界というものは、日本の憲法のワケ内で行動して、それ以外の部分については、これは安保条約に基づく行政協定に基づいて、アメリカの駐留軍がその行動をするんだ、日本軍の行動し得ない部分についてはこれは駐留軍が行うという答弁をあなたはされておる。私もその通りだと思ふ。ですから実際の、現在の状態においては、こういう座して自滅を待つなんという事は起らないんだけれども、そういうことが起ったなら、そういうことがあつたら、今日本の憲法は、その場合には黙って自滅をしろという意味はないんだから、その場合には憲法は、たとえば誘導弾などによる攻撃を防御するのには、ほかに手段がないと思ふ限りの、誘導弾のその基地をたたいたことは、法的には自衛の範囲に含まれる可能であるべきかと思ふ。憲法の解釈をこう広げてしまった。そういうことになりますと、せっかく今明確な答弁を船田さんが行われたにもかかわらず、こういうものが尾を引いていく限り、私はこの防衛二法案に關して、この問題は重要な問題だとし、なお問題が残つてしまふ。残るばかりでなく、今回の国会の論議を通じて国民

が非常にこの問題に対して不安動揺を感じている。国民の大多数が憲法の拡大解釈がまた行われたんじゃないか、また行われようとしているんじゃないか、。ですからそういう国民の不安や動揺を救うためにも、やはり政府として、こういう問題の残るようなものはこの際片づけるだけの余裕がなければならぬと思ふ。憲法の解釈を広げたような印象を与えるこんなものをやったりまあ生かしておいてはいかぬと思ふ。

○国務大臣(船田中君) ただいま千葉委員のおおげになりましたのはごくまれな場合と思ひますが、敵基地云々の解釈は、これは理論上の問題としてお答えしように、理論上の問題としてお答えをしたということでございます。現実の問題といたしましては、先ほど来申し上げておりますように、これまた鳩山総理大臣が当席からも明瞭にお答え申し上げておられますように、海外出動というようなことは考へておりません。これが政府の見解でございます。

○千葉信君 大体わかつてきました。これは船田さんがおっしゃるやうに鳩山首相もここではっきり理論的な質問に対して理論的な答えをしただけです。日本の場合はそういう事態が起らぬという事を鳩山首相もはっきり答弁している。ですからその限りではかなり問題が明確になってきておるんです。ただ私がさっきからお尋ねしていることは、そういうことで出た答弁であるけれども、そういう質疑応答の結果、答弁としては全く理論的な立場から行なつた答弁であるけれども、しかしその解釈の中には、現行の日本の

憲法に対する解釈まで含めてあります、この中に、それが不安なんです、それが。そういうことになりますと、理論的な答弁であるといながら、その理論的な答弁の中に現行の日本の憲法に対して、現行の憲法は敵の領空に侵入してもいいんだという解釈が出てきています。座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだということはどうしても考えられないと思ふ。だからそういう場合には誘導弾で敵の基地をたたいたことができるんだ、たたいたことができないという憲法の解釈である、これが不安なんです、これが。そうすると、少くともここに出てきている結論は、今のあなたの御答弁、鳩山さんの御答弁、それと食い違つておる限りに、この場合には憲法の解釈上敵の領空に侵入すること、憲法は認めてるんだ、これが困るのです。ですから今あなたがなすつた答弁、それから鳩山さんがこの前三月の十五日になすつた答弁、あの答弁からすれば、この統一解釈するやうなものは死んでしまわなきゃならない。ところが国会における、たとえば衆参両院の一方の内閣委員会、一方の予算委員会、それからそれを報道した新聞記事、官報、みんなこれがそのまんま生きている。私はこれはもしもこういう問題について、政府がはっきり今答弁されたんですから、政府の答弁は今の答弁の通りと了解しても、私は樂觀でさない、という意味は、そういういろいろな報道機関を通じて国民に与えている動揺、与えている不安、これはやっぱり政府は国民大衆の安寧を預かつているという立場から、これは単に生活上の問題ばかりでなく、精神的

な問題もそうです。そういう政府の責任の立場から、あなたの今おっしゃっているように海外出動はやらせないんだ、憲法の解釈上海外の出動はできないんだということをはっきり言われなければならない、そういう不安を与えている、これを政府の責任において抹殺するという態度をとられるのが、私はとられてしかるべきだと思う。それをとらなければ国民大衆の不安と動揺はぬぐい去ることはできない。これはやっぱりその防衛を担当し、一切の防衛に對して総理大臣に次ぐ責任者として行動しておられる、今日は総理大臣のかわりにここで総括質問に對してお答えになっておられる、あなたの責任の立場からいって、そういう質問に對して与えた不安と動揺というものは、その責任においてぬぐい去るという手段を講じ、その御用意がなくてはならぬだろうと思う。この点一つどういふふうにお取り計らいになっていただけるん

安や動揺を救うために、政府のおとりになる措置がきわめて近い機会に、きわめて明かに政府として措置をおとりになるように私は最後に希望を申し上げて、海外出動は政府としては絶対に承知しないという今の御答弁をそれと承知して、今後の措置に私は期待して私の質問を打ち切ります。

○亀田得治君 私は自衛権の問題にしろ若くお尋ねしたいと思うのです。で、昨日来船田長官の答弁を聞いておりますと、自衛隊が動き出すのは具体的な日本に對する攻撃、こういうものがあつて動き出すと、こういうふうなこともおっしゃつておられるのですが、その点はどういふふうになるのでしょうか。

○國務大臣(船田中君) ただいま御質問の御趣旨は防衛出動についての第七十六條の規定の解釈の問題でございましょうか。念のために伺つておきますが。

○亀田得治君 そういう法規も含めてお答えを願いたいと思います。

○國務大臣(船田中君) 日本の区域に侵略が行われたという場合には、行政協定二十四條の発動によりまして、日米両国政府間においていかなる共同動作をするかというところについて協議をすることになつておるわけであり、また協議をするにつきました結果は、また協議をしたしましては、現行憲法及び自衛隊法その他の国内法規に従つて最善の防衛をするというところで行動することになるわけだ、ごさいまして、その結果、わが方において自衛隊の防衛出動をしなければならぬという必要が認められますならば、自衛隊法第七十六

條の規定に従つて所定の手続を経て防衛出動を命令するということになるものと存じます。

○亀田得治君 まあ自衛権の問題で一番問題になつておるのは、日本が不必要な先制攻撃を再びやるのではないかと、こういう点がやばい問題の焦点だと私は思うのです。そういう立場から以下聞いてゆくわけですが、ただいまの御説明の中で一つ抜けておりますことは、外部からの武力攻撃はまだ始まつておらんけれども「外部からの武力攻撃のおそれのある場合」、こういう場合も防衛出動が可能ないように自衛隊法第七十六條ではなつておるわけですか。この点はどういふふうにお考えでしよう。

○國務大臣(船田中君) 防衛出動は「武力攻撃のおそれのある場合」に命ずることはできることになつております。その「おそれのある場合」といふのはどういふのかと言いますれば、急迫した危険があるといふことが、これはもう客觀的にも明白な場合を指しておるものと存じます。単に漠然とそういうことが予想される心配があるからという程度では足りないと思つておる。

○亀田得治君 そういう急迫した状態につきましては、このたし書の規定があるわけだ。「但し」となつておるが、それ以外の場合において広く防衛出動といふものが可能なようにこの法律ではなつておるわけですか。あなたの

おっしゃつたのはたし書です。あなたのこれは、だから外部からの武力攻撃がなければ、そういう防衛出動はあり得ないといふふうな考へておるというのではあれば、このたし書というものはたしなはだ誤解を与えるから削除すべきだ

と思うのです。で、こういうものがあつたら、せんだつてのような敵基地爆撃というふうな政府側の解釈が出来ますと、日本の自衛隊の動くのは、現実に攻撃してきたときだけではないのだ、法律にはちゃんとおそれのある場合にも動けるじゃないかと、その二つがこう一緒になりますと、先制攻撃の可能性といふものはきわめて強く出てくる、そういうふうな結びつきがや

りませんか。

○國務大臣(船田中君) もちろん防衛出動は武力攻撃のおそれのある場合においても命ずることが出来ます。しかしそれはただいま申し上げましたように、ただ何となく心配だからといふうなことでなく、現実的に急迫した危険が客觀的に明白な場合を予想しておる、そういう事態にならなければ、ここにいう武力攻撃のおそれのある場合といふ範疇には入らぬと思つておる。

○亀田得治君 そういう解釈はちょっと無理ですね、明らかに外部からの武力攻撃のおそれがある場合、そうして武力攻撃と同じだけの急迫した状態にある場合、こういうふうな書いてあるのであれば、そういう御説明は納得がいきませんが、私もはできた条文はやはりこれは文字通り解釈していかねければならぬ、だからそういうおそれのある場合でも、これはこういう法律がある以上は、防衛出動の条件として自衛隊の方でいろいろ検討されておると思うのです。今長官がおっしゃつたようなふうにはちよつとこれは解釈できませぬね。もしそういう意味であればこの自衛隊法の一つ一部改正に当り、今やつておるのですから、これは

訂正しておいた方がいいですよ、この法案を。これはこういうふうな解釈でございせんかね。

○國務大臣(船田中君) これは第七十六條に外部からの武力攻撃ということがあつてありまして、そのカッコの中に「外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む」、そのおそれのある場合とはどういふことかといへば、ただいま申し上げたように、客觀的に危険が迫つておるといふ事態がなければならぬと、こういうことでございまして、勝手に情勢が悪いようだから出動命令を出すといふようなことではないのであります。そしてな

な改正の必要はなからうと思つておる。

○亀田得治君 そうすると、結局外部からの武力攻撃があつて初めて自衛隊が動くのだ、これは正確にはこれは間違ひでない、現行法上そうでない場合でも、相手がまだやつてこないうちにも動き得る場合があるのだと、このことは明白でしょう、この法律の建前からいって。

○國務大臣(船田中君) 武力攻撃のおそれのある場合において防衛出動命令を出すことは、この法文からいへばできるものであります。しかしそれは自衛隊が武力を行使し得る状態に置くというだけでありまして、それによつて直ちに現実に武力を行使するといふものではありません。現実の攻撃が加えられ、たときに、現実の武力行使をする、こういうことになるのであります。

○亀田得治君 それは詭弁ですよ、たとえば海外派兵をしたつて朝から晩ま

の史家の公正な批判に待つという以外に私は言いようはないと思います。

○亀田得治君　それで、たとえば憲法調査会の与党のこの代表説明者になっておられる山崎さん、この方は質問に答えて、はっきりその点をおっしゃっておるわけなんです。それはあなたもお聞きでしょうが、初めは自衛戦争、途中からどうも侵略的に変つて行つたと思う、こういうことをおっしゃっておる。あるいは清瀬一郎さん、この人も理由は若干違いますが、あれは自衛戦争だった、こういうふうにおっしゃっておる。ところがこれは内閣は違いますが、吉田総理はあれは自衛の名において行われた侵略戦争であつた、こういう意味のことを大東亜戦争直後におっしゃっておる。これに対してはいろいろ責任者が発言しておるわけですから、その点について予算委員会会で一番大事だと思われる鳩山総理、それから重光外務大臣にお聞きしたのであります。そうするとお答えがない。今あなたのおっしゃったように、やらなかった方がいいというふうな点はなかった方がよいというふうな点はおっしゃるが、私はそれが妥当であつたかどうか、そういうことを聞いているのじゃないに、自衛権という問題は結局これは法律的問題ですから、それが合法的であるかどうか、国際社会においてどこまでそういう自衛権の行使というものが許されるのか、これはあくまでも法律的問題なんですから、妥当であるかどうかということと、じゃなしに、これが合法的なものといえるのかどうか、私はこれは大東亜戦争に賛成した、反対した、そういうこととは抜きにして、やはり非常に論議に

なっておるわけですから、しかもあなたが直接その担当の責任者なんですから、さつきおっしゃったような、そういうあいまいな態度じゃなしに、その法律面についての見解をもっと明快にしてほしいと思うのです。

○國務大臣(船田中君) 太平洋戦争が果して自衛戦争であり、正当なものであったか、あるいは侵略戦争であつて、悪いものであつたかというところにつきましては、これはアメリカの市民の中にもいろいろ批評があるのであります。従いまして私もといたしましては、この戦争の公正な判断は後世の史家に待つ以外にない、そういう意味において私は決してあいまいに言つたわけではありませんが、そういう意味において答弁申し上げたのであります。しかしこの自衛権の範囲をどこにおくかという現実の法律問題といたしましては、従来申し上げておることと十分おわかり下さるかと信じます。

○龜田得治君 その従来おっしゃっておるのはまあ一種の定義みたいなものです。しかしそれが実際の行動になつて表われた場合にはどういふことになるのか、これがみんなわれわれとして、また国民としても知りたいところだし、また大事なところなんです。それでこの問題をお聞きしているのです。それではたとえば山崎さんや清瀬さんがそういう見解を出しておられ、最近としては政府並びに与党の關係のそういう責任者の、相当責任の地位にある人としてはあれを侵略戦争であつた、こういうふうにおっしゃる方はだれもないわけなんです。そういう点を見ると、これは想像としては結局大体鳩山首相以下太平洋戦争を合法的な自衛

戦争であつた、こういうふうにお考えになつておる、この率が多いのじゃないですか、さつぱらばらんところ、大体そういう考え方というふうな……おっしゃらないのですから断定はできませんけれども、そういうふうな推測して大体間違いないのじゃないでしょうか、その点どうですか。

○國務大臣(船田中君) これは先ほど申し上げましたように、太平洋戦争というものがどういふものであつたか、侵略戦争であつたか、あるいは非常な悪の戦争であつたか、それらについてはこれは後世の史家の公平な、厳正な判断にまかすという以外に言いようはございません。しかし現実の現行憲法の下において、政府としては先ほど来御説明申し上げておりますように、いわゆる自衛戦争とか、海外派兵とか、海外出動というものはやりませんとし、これを申し上げておるのでありますから、それによつて自衛権の範囲というものがおわかり下さるかと私は信ずるのであります。

○龜田得治君 もう戦争終了後十年にもなりますし、これ以上経過するとだんだんまた史実がぼけて来る、むしろ逆に。だから今が一番いいころ合ひなす、實地のところ。またその当時のいろいろな責任の方もおられるわけだし、実際は……だから後世の史家とか、そういう段階では私は現在がなかろうと思ふ。それから船田長官が今も重ねて、いやともかく大東亞戦争はともかくとして、自分としてはそういう海外派兵とかあるいは侵略戦争的なことは考へておらぬというふうなことをおっしゃるのだが、それはもう何回

も聞くのです。そうではなしに、ほんとうにそれを考へているのならば大東亞戦争に對する批判が私はおのづから出て来ると思ふ。私どもの見解から言へば、これはもう明らかな侵略戦争ですよ。私もまあ日本人の一人として、はなはだこれは悲しむべき一つの運命をたどつたわけでありませう。しかしそれは別です、そんなことはお互ひに……。ただわれわれがほんとうに自衛権というものをまじめに考へて行くというものであれば、あれほど世界的に非難されているこの大きな戦争に對して、それを、その歴史を直視して行くということができないようでは、これはアジア諸國に對しても、どこに對してもほんとに納得はされませぬよ。で、これはもういかなる理由があるにしろ、太平洋戦争が侵略戦争であつたというこの断定は、これは二つから言えます。その一つはですね、これはあなたも当然御存じの不戦条約、これは日本も参加した条約です。問題になつた条約でしょう。これは明らかに政策の手段としての戦争、これを禁止しておる。それからもう一つは、開戦の条約というものを世界の相当数の國が、日本も入つてきておる。戦争を始める前に、不意討ちはいけない、それに調印しておるわけですよ。これは國際間では大きな二つの法律ですね。私はあいまいなことを言つてゐるのじゃないに、たとえば、その当時のいろいろな、経済封鎖の問題とかね、いろいろな事情、そういうこと、たうなことを言つてゐるんじゃないに、われわれが参加した二つの条約がある。これは明らかに無視されて起された戦争であることだけは、これは間違いない。これは非合法ですが、こ

うなれば……。ほかにどんな事情があるというところは、これはまた政治的な立場で、日本にまたよく同情される國は見えてくれるでしょう、そういう点は……。しかし、犯罪の場合もそうじゃないですか。だれかが悪いことをした。これは法律に該當する。しかし事情がこうだからというのなら、これは別なことです。だから私は、この自衛権論争を真剣にやる場合には、こんな戦争というものはどうもつたにあるわけじゃないのですから、具体的に起された、その当時の軍閥によつて指導されたこの二つの条約を無視した戦争、これが合法であるか、非合法であるかはつきり言えない。私は政府の中でも、たとえば山崎さんや清瀬さんは割合に思つたことを言う方だからああいふふうにおっしゃつたと思ふのです。開き直つて、予算委員会等で聞きましたところが、かたつむりのようになつたのですがね。こういうことでは疑惑が深まるばかりですよ。あなた自身までもそういうことをおっしゃつたことは、あなたが幾ら抽象的に、自衛の範囲を無視するような行動はとらぬと言つても、國民はこれは非常に疑いを持ちます。持たぬ方がこれはおかしい。私の論理は一体間違つてゐるのでしょうか。君はそんなことを言うけれども、そんなことはないと、私の言うことは間違つてゐるなら、私の、今度は間違ひを指摘して下さい。そうすればこんな質問はしませんかね、どうでしょう。

○國務大臣(船田中君) 私は、先ほど申し上げたことを繰り返す以上、ここにあらためて申し上げることはござ

いませぬ。現行憲法のもとにおきましては、先ほど来申し上げておるよう

に、先制攻撃を加へたり、あるいは海外出動をするというふうなことはいたしません。自衛という名を借りて海外出動をするというふうなことをやらない。政府が、總理大臣初め統一してその意見をばつきり申し上げておる以上は、大體多數の國民諸君には納得していただけるものと私は信じております。

○龜田得治君 これは一つお願いもかねるわけですが、やはり問題になつておる、一つの大きな性格についての批判ですから、こういう点はですね、政府の中で十分検討をして、統一的に一見解を出してもらつたということが、私非常に必要だろつと思ふのですがね。ある大臣がしゃべつた、ある大臣はしゃべらない、これでは非常にまずいと思ふのです。ほんとに、あなたのような考えを全部の政府の首脳が持つておるかというなら、みんながどうもあれはまだわからないんだと、こ

ういふことならまた別ですが、ちよいとしゃべられるわけですね。だから、さうなつた以上は、私はどういふうにこつた大東亞戦争を政府がみておられるのか、法律的に……、こ

ういふことならまた別ですが、ちよいとしゃべられるわけですね。だから、さうなつた以上は、私はどういふうにこつた大東亞戦争を政府がみておられるのか、法律的に……、こ

ういふことならまた別ですが、ちよいとしゃべられるわけですね。だから、さうなつた以上は、私はどういふうにこつた大東亞戦争を政府がみておられるのか、法律的に……、こ

る、この行政協定二十四条による日米間の協議がありますね、で、そういう協議があつて、どういふふうになるかというところが、そこで出てくるわけでしょうが、その場合に防衛庁長官は、アメリカも日本の憲法は知っているのだから、日本の自衛隊に対して憲法を無視したような行動は要求しないでしょう、こうまあ、たびたびおっしゃっている。これもまあ、理論的にはそういうことは言えるかもしれませんが、そこで私のお聞きしたいのは、その面ではなく、それじゃアメリカ軍自身、ここにいるアメリカ軍自身、これは日本の憲法には制約されない、当りまえのことですがね、この点一つ確かめておきたい。そうなんです。

○国務大臣(船田中君) アメリカ軍は、もちろん日本の憲法、あるいは国内法によって制約を受けるということとはございません。

○亀田得治君 そうなりますと、アメリカ軍はどんだん、この極東の全体の戦略態勢からみて、これはどうも一歩先んじてあそこを攻撃しなければならぬとかといったような考えを持てば、これはやり得るわけなんではないか。そうですね、理屈から言つて……。やる、やらぬは別にして、やり得るでしょう。(その通りだと呼ぶ者あり)

○国務大臣(船田中君) 今のは御質問でございますか。

○亀田得治君 いや、私のお聞きしてゐるのは、アメリカ軍は日本の憲法の制約は受けないのだから、たとえば先制攻撃をやる必要がある、戦略上、そういうふうなことになるべくれば、アメリカ軍が独自にどんだん行動をとつていく、これはできるでしょう、こういうことは。どうです。(その通りと呼ぶ者あり)

○国務大臣(船田中君) これはもう法律専門家のあなたに申し上げることはありませんが、行政協定二十四条には「日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には」云々、こういうことになっているのでありまして、日米安保条約によつて、日本とアメリカが共同して日本の防衛に當つてゐるのでありまして、もし日本の区域に今申すような脅威が加つたというときに、この二十四条の発動をみるわけで、そのときに初めて日本政府とアメリカ政府とにおいて、いかなる共同動作をとるかということとを協議することになるわけでありまして、今御指摘のような、アメリカ軍が日本の憲法の制約を受けないからといって、勝手気ままにどこへでも行つて爆撃するということはあり得ないわけですね。

○亀田得治君 これはまたあり得ない問題になつてきたがね、これはあり得ますよ。これは長官幾らそういうことを言つてもだめですよ。それはもちろん行政協定二十四条は、日本区域にそういう問題が起きたときにですね、しかし何も日本区域だけがばかんと切り離されて、ここに何かが起きているのじゃないです。そうでしょう。どこからか何かくるからこういう問題が起きているのです。だから先制攻撃が問題になるのは、それで問題になるわけですね。それで、だから私は端的に聞きましょう。聞いている、それを。あり得ない——これだけはあり得ないというのをおかしいですよ。あり得ま

すよ、きわめて。日本が攻撃される、日本が憲法の制約を受けて海外出動をやらぬとおっしゃる、そこまではいい。しかしアメリカ軍の別な観点に立つて、いやそんなことをしてはだめだ。しかしお前の方は憲法があるからここにおれ、おれは先へあつちへ行つてもとをたいたいてやる、これはできるじゃありませんか。当然出てくる疑問じゃありませんか。防衛庁長官ともあろうものが、そんなことくらい考えるのが当り前でしょう。そんなことを考えないでどうしてあなたは日本が守れるのですか。実際のところ。それじゃあなたは坐して自滅を待つ態度じゃないですか。

○国務大臣(船田中君) 今問題になつてゐるのは、日本の防衛の問題でございます。日本の防衛について行政協定二十四条の規定が発動される場合においては、わが方としてはもちろん憲法及び国内法規に従つてやる、また米軍側としては日本防衛のために必要な行動をとる、そしていかなる場合においても国連憲章の規定に従つて米軍も行動するものと思ひますから、従ひまして今亀田委員のおっしゃられるような無制限にどんだん爆撃をしていくというようにすることはあり得ないだろうということを申し上げたわけでありませう。

○亀田得治君 それは極端なことをあなたはうまく無制限にどんだんというやうなことをおっしゃるが、私は何も無制限にどんだんというやうなことを言つてゐるのじゃない。どうしてもあそこ基地をやつつけなければいかぬ。これはおそろくそういう事態になれば、あなたの方から要請するのじゃないかと思ふのだが、しかしおれの方はいかぬから一つこれは見て見ぬふりをしてゐるから君たちやつてくれということになるのは当り前じゃないですか。そんなことがどうしてあり得ないのです。アメリカ軍に絶対にそういうことをやらぬというのを言えますか。そこなんです。そこまで言えるのなら、これはアメリカ軍も日本憲法の下にあるということになつて、これはまたちつと考え方を私ども変えますがね。

○国務大臣(船田中君) 現実に第二十四条の発動がなされた場合において、いかなる共同動作をとるかということにつきましては、そのときに協議をして決定されることとございます。

○亀田得治君 それはそうにきまつていますよ。今さらそんなことはおかしいことです。それこそ何を假想敵国でなかつたら言へぬじゃないですか、そんなことは当り前のことで、私が今質問していることは、これはきわめてあり得ることでしょう。その場合にアメリカ軍は日本憲法の制約がないとさつきあなたはおっしゃつた。そうすれば日本軍の動きとちがはくになる場合が出てくるでしょうが、当然出てきますよ。そこでこれはそんなことは出ないといつても、答弁してもらはぬでも、こんなことはわかり切つてゐる。ちつと進めますが、そこで私どもが心配しますのは、アメリカ軍と日本軍といつても、これは外から見たらやはり同じところに同居しているわけなんです。実際のところ、飛行場だつて一緒のところもあるし、だからそこでその攻撃される方から見たら、これをどのように受け取るかということな

○国務大臣(船田中君) 攻撃が日本の区域に起るか、それはわかりませんが、従つて今亀田委員のおっしゃるやうなことに付いて、こうだろうという想像を申し上げるということは私としては失礼だと思ひますから申し上げます。

○亀田得治君 それは失礼なことも何もない。こつちで聞いておるのだからお答え願ひぬわ方が失礼なのです。そういうことをおっしゃるのには失礼です。そこでこれもだれが考えたつて常識的にはそれはもう日本がやつてきてやつた、こう考えるに違ひないけれども、これはそうならば必ずこつちはまた報復爆撃を受けますよ。そこまでのことをあなたは實際考へておられるのでしょうか。それがいるんなら自衛隊の装備の問題になつてくるわけである。吉田委員から昨日からも盛んにおっしゃつてゐる。そういうことはあなたは全然想像できないこととおっしゃいますか。アメリカ軍が日本の攻撃する外国の基地をたたく場合に、相手が日本も若干それに加担しておるという立場から、こちらをたたくということは考えられぬとおっしゃるわけですかどうですか。

○国務大臣(船田中君) そういう具体的な問題につきましては、今ここにただ想像を申し上げるということではできません。しかし日本の区域に攻撃が加えられ、あるいはその急迫したおそれがあるということで、行政協定二十四

条が発動するといふ場合におきましては、日本政府はアメリカ政府との間において、いかなる共同動作をとるかといふことについて協議をすることになっておりますから、わが方といたしましては、たびたび申し上げておりますように、自衛隊は憲法及び国内法規に従つて、最善の防衛努力をする、こういうことになるのであります。アメリカ軍がどういふ行動をとるかといふことは、もちろんそのときに協議をすべきめられることと存じます。

○委員長(小柳牧衛君) 亀田君、だいたひ予定の時間も過ぎておりますから簡潔明瞭に願います。

○亀田得治君 当然答えなければならぬこともお答えを私は得ておられない。そこであと一、二問にしましょう。そこであなたの自衛隊のいろいろな装備とか、あるいは予算等について、私どもが質問した場合に、まあいろいろのことを、まあ戦争とか紛争といふことはあまり考えられぬが、しかしいろいろなことを予想してやっておるのだ、こうおっしゃっておる、大臣は。そこで私は今申し上げたいのは、これは当然予想されておやりになっております。思つて、これは聞いておるので、そんなその場限りのものものじゃないと思う。そこで昨日吉田委員がたまたまときにお答えになった富士学校における放射能の汚染に対するいろいろ科学的な処理研究の問題、こういうことなど私非常に悪く考えれば、外にまで出て行つて、そういう原爆、原子兵器を使うといふふうになで見られるかも知れませんが、そこまで考えなくてもよい。ただとにかく日本においても原子兵器が使われるかも知れぬ、あなたは

外へ出ないといふのですから、今度は内側においてそういうこともあなたはあり得ると予想して、ああいう研究所における研究をやらしておるわけですね。そういう研究をやらしておる以上は、然らば日本では、日本は原子兵器は持たぬといふのでしよう、だから持たない。そういうものには一切タッチしない。外へも出ないといふのに、放射能による汚染といふことを考慮しなければならぬといふことは、これはアメリカ軍による、原子兵器による攻撃、その報復といふ、こういうことの事態を予想しておるというふうな想像するわけですが、この点はどういふふうに御説明願いますか。

○國務大臣(船田中君) 科学兵器に対しては、いかに防衛するか、あるいはその損害をいかにして補償するかといふことにつきまして研究をし、その訓練をしていくといふことは、自衛隊整備の上に必要なことと考えてやっておるわけですが。

○亀田得治君 それは抽象的にはそれでしよう。ところがそういう事態があり得るといふのは、じやいかなる事態を予想しておるわけでしょうか。

○國務大臣(船田中君) 今日の兵器は相当科学兵器もたくさんございますから、従つてそういう攻撃を受けた場合において、いかにこれを防衛し、またその損害をいかに防除するかといふことの研究は、これは私はやるのが当然だと思ひます。

○亀田得治君 もう一つ、日本が海外にも出て行かぬ、また原子兵器も持たない、こういう点がはつきりしていれば、この世界の世論の批判を受けるような核兵器なんかを日本にどんどん打ち

ち込むのじや、これは絶対にないのです。これは意見の違いだと言われれば、それまでかもしれませんが、こんなことは私は確信します。そうでない場合は予想しているといふことは、結局さつき言ったようなことを皆さんも考へておる、腹の中では。そう私は実はまあ心配しているわけなんです。何回言つても同じようなところを回りますから、この程度で私一応質問を打ち切ります。

○委員長(小柳牧衛君) 質疑はこれをもつて尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○田畑金光君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつた防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、反対の意思を表明するものであります。

本法法律案によりまして明らかになり、防衛庁職員の定員は二十一万五千名となり、三十九年度定員に比べますと、一万九千九百九十三人の増員であります。この一万九千九百九十三人の増員のうち、自衛官の増員分は一万七千四百十三名、非自衛官の増員分は千七百八十名であります。かくして陸上自衛官の定員増は一万名として、一混成団と特科三個大隊の新設を行い、また海上自衛官は約三千六百名の増員を行なつて、艦艇の増強に充て、航空自衛隊にあっては約四千八百名の増員をは

かつて、一航空団の新設を行い、防衛六カ年計画第二年度目の自衛力増強計画を推進しているわけでありませう。現行憲法が現存する限り、しかも憲法のもとに諸般の政策を遂行する憲法政治の建前をとる限り、かくのごとき再軍備体制は絶対に許さるべきはありませう。憲法侵犯の最たるものであります。しかも本法法律案審議の過程を通じ明らかにされましたことは、政府は現行憲法のもとにおいても、急迫不正の侵害があつた場合は、他に手段がない限り敵基地を攻撃することができるといふ自衛権の限界をさらに拡大解釈し、憲法第九条の空文化を数歩前進せしめたのであります。憲法は何人も尊重しなければなりません。ことに為政者が法を守り、憲法の条章を忠実に履行することは法治国家の根本態度でなければなりません。目的のためには手段を選ばずとする権力政治が、今日自民党内閣の政治であります。公職選挙法の改正案を初め、教育二法案、憲法調査会法案、国防会議構成法案等、比々すべてそうであります。政府与党が憲法改正を目ざすことは、それ自体としては何らとがむべきことではありませう。憲法改正の手続をとり、国民の審判を経て現行憲法が現実に改正された際には、堂々と軍備体制を進めることは非難されるべきことではないかも知れませう。しかし今日はいまだ憲法調査会を設置するかどうかといふこと、議院が激しく論議を展開しておる段階であります。本法法律二法案はかくのごとき憲法違反の法律であるといふ点において、強く反対の意思を表明するものであります。

反対の第二の理由は、今日の自衛隊にはアメリカの傭兵的性格濃厚にして、真に郷土を守り、国土防衛の任務遂行を期待できない存在であるといふことであります。政府は隊員の募集状況は非常に良好であるとして、あたかも国民の自衛意識が高まつてゐるかのやうな錯覚を持っておりますが、全く事の真相をわきまえない、民心を知らない官僚的皮相な見解であると思ひます。貧乏政策がこのやうな結果をもたらしているのは私は思うのであります。すなわち、政府の長いデフレ政策の結果、中小企業の倒産、農村の疲弊等、国民生活の破滅が、多くの国民をしてその戦場と生活のよりどころとしてやむを得ず自衛隊応募に迫りやうてゐるに過ぎないものであります。一朝有事の場合を想定してみますと、このうちいくつかがはんとくに祖国防衛意識に徹し得るだらうかといふことを考へてみます。ことに本委員会の審議を通じ明らかになりましたように、自衛隊の精神的支柱は何もない、教育の根本方針も何ら立てられていない、これが今日の実情であります。かりに極東に危険な事態が発生したと仮定すると、日米行政協定第二十四条により日米共同作戦の名のもとに、アメリカの最高戦略方針の一翼をただ便々として従うばかりにない立場にあるのが今の自衛隊の実情であります。陸上兵力は日本自体で、空、海上兵力はアメリカの力で、そしてアメリカの陸上兵力は撤退するけれども、海、航空部隊は永久に駐屯するといふのが今の姿であります。いつの日に完全独立が達成できるか。このやうなアメリカの政策に従うだけで政府の責任が果せると考へてゐるのか。アメリカ一辺倒の政策で国民が政府を

信頼すると考えているのか。まことに悲しむべき現象と思います。むしろ日米正常関係維持のため惜しむものであります。防衛庁費はすでに一千億の予算を突破いたしております。防衛六カ年計画が軌道に乗るに従いまして、さらに国家予算に占める軍事予算は増大し、必然に民生を圧迫し、社会保障政策に重圧となってくることは明らかであります。国民の血税は乱費され、不当不正の支出の典型的なものが今の防衛費予算であります。今日わが国政治の求めるものは文明国家、文化国家の名にふさわしい福祉国家建設でなければなりません。本法草案はこういう意味において時代の進運に逆行する法律であり、国民生活を破壊し、しかもでき上った軍隊はアメリカの傭兵的存在であるという意味において断固反対するものであります。これが反対の第二の理由であります。

第三の反対の理由は、わが国をめぐる内外の諸情勢は再軍備体制を強化する時期ではないということであり、共産党第二十回大会を通じてわれわれの看取り得ることは、ソ連が新しい外交路線を設定して、経済競争、国民福祉の増進という点に自信をもって共存競争という線を描き出してきたということであり、昨春秋、西南アジア諸国へのソ連の二巨頭の親善の旅、これら諸国への経済援助の申し入れ、経済提携の実現等は、それが具体的に証左でありまして、こういう新しい事態に対処しまして西歐陣営が無為無策であることはあり得べからざることであり、もしそうだとしますと、大きな敗北を喫する以外にないと考える次第であります。アメリカがいつま

でも軍事優先、ひもつきの海外援助に終始する限り、世界政治、国際外交面において大きな後退を余儀なくされることは必至であると私は考えます。アメリカも大統領選挙を目前にして、国内情勢から急激な転換はできないかもしれないが、やがて具体的な反応があるものと私たちは観察しております。

去る四月十日のセイロンの選挙の結果は、従来の西欧色濃厚であった反共的色彩の強い与党の政府が惨敗し、中立主義の強化、共産圏との外交提携を積極化し、外国資本の国有化政策を掲げる野党の人民統一戦線が、圧倒的勝利を博したというのも、民族主義、反植民地主義、中立主義を掲げる西南アジア諸国の一角が、さらに強化されたことであり、それだけ西欧勢力の後退を意味するものと考えます。日本の外交が重光外交の路線を続ける限り、日ソ国交調整無期延期に見られる通りの行き詰まりは、各方面に現われてくることと明かであり、まさにこの法律案というものは、このような背景の中から生まれた日本の政治的、経済的、外交的矛盾の集中の表現にほかならないと私は考えるものであります。これが反対の第三の理由であります。

以上三点を理由といたしまして、私は本法草案に強く反対し、反対の討論を終る次第であります。(拍手)

○千葉健君 ただいまのわが党代表の討論中、敵基地を爆撃できるといふ憲法第九条の拡大解釈をするに至ったというくだりは、拡大解釈をせんとしたけれども、わが党の追及にあつて、この点については前書をくつがえした、こういうふうな速記録を御訂正願いま

す。

○委員長(小柳牧衛君) 了承いたしました。

○島村軍次君 私は緑風会を代表いたしまして、ただいま上程になっております防衛二法案に關しまして、「(反対)と呼ぶ者あり」左の希望を付して賛成をいたすものでござります。

わが国が、独立国家としてここに整備の体制に入つておられる際におきましては、自衛力を持つことは必要であるばかりでなく、またこれを現在の世界情勢、さらに国内情勢から考えますと、いふやうに、国力並びに経済力に應じた、いわゆる防衛力を整備するの体制を備へべきであることは当然であると信ずる次第であります。いわんやわが国は、多年の希望であります国際連合に加へて、そして、集団安全保障体制に参加することは、国民のひとしく望むところであるのみならず、これによつて世界平和に寄与するの協力体制を講ずべきであると信ずるがゆゑに、ここに前段申し上げたような、独立国家としての自衛力を持つことの整備を認める次第でありまして、ただ、ここに左の希望を付しまして、われわれは将来の自衛力整備に關して、強く政府に要望いたしたいと存する次第であります。

第一は、終戦後わが国は、警察予備隊から保安隊となり、進んで今回の自衛隊組織になったのであります。が、国民はこれらの経過にみましまして、この防衛の方途について多大の関心を持っております。皆さんの御承知のとおりであります。そこで国民にこの防衛体制に対して十分な理解と協力を求めることは当然と言わなければなりません。

せん。従いまして自衛隊の運営につきましても、わが国民全体に不安ならしめる措置が十分講ぜられなければならぬと思ふのであります。この点に對しては、さらに防衛庁において、国民に對する不安の掃却に對して、十分な措置をとられむことを希望いたす次第であります。

第二に、わが民主国家におきましては、現在の政治体制は、すなわち政治優先であり、主権在民の建前から考えましても、どこまでもこれを堅持しまして、いわゆる戦前におけるがごとき弊害を除去すること、さらに既往の情勢にかんがみまして、戦前における軍隊の弊害がさらに台頭するがごときことのないことを深く慎むべきであると信ずるものであります。さらに長官の説明にありまします通り、隊員は一つの公務員であり、従つてこの公務員たるの本旨に徹し、国民に奉仕するの観念を持つて、よく綱紀の粛正と、さらにその任務の遂行に關して、万全の措置を講じ、遺憾なきを期することを特に要望いたしたいのであります。

以上の数点を希望いたしました。本案に賛成するものであります。

○堀真琴君 私はただいま問題になっております防衛関係二法案に對しまして、反対を表明いたしたいと思ひます。

の態度をもって臨んでおられたと思ひます。確かに独立国であるからには、私は自衛権はあるものと思ひます。しかし自衛権の内容なり、あるいは自衛権の行使なりについては、日本の現在の憲法においては、きびしい制限が行われております。「その通り」と呼ぶ者あり。たとえば憲法第九条の第二項におけるがごとき、あるいはまた二項末段の規定のごとき、それであると申し上げなければなりません。ましてや自衛権の名前において、たとえば海外に對して攻撃を加える、よしんば急迫不正の侵略が行われたというだけの理由で、敵の基地に對して攻撃を加えるというがごときは、憲法の厳に戒めておるところと申さなければなりません。従つて憲法上からも、ただいま上程になっております防衛二法の改正法案、その元々の母法である二法は、全く憲法侵害であると申さなければならぬと思ふのであります。

第二の理由は、今日日本の自衛体制は、アメリカとの関係において隷屬的な関係にあるものといわなければなりません。先ほど私は長官に對して質問いたしたのでありますが、自主的である、こう申されておるのであります。が、しかし自衛隊の前身である警察予備隊七万五千が作られたのは一九五〇年であり、まづもう朝鮮戦争が始まつて間もないことでありまして、当時のマッカーサー元帥の要請に基いて作られたものであります。その後の今日までに至る六年間の情勢を見ますと、いふやうに、アメリカの要請に基いてその極東防衛政策の一環として、日本の自衛体制が增強されて参つております。そしてこの自衛体制の中で、アメ

リカ側、特にペンタゴンの日本側に対して要求しているのは何かというのと、一昨年のアイゼンハワーのニューロックス政策以後、陸上部隊は、日本軍がアメリカ側にかつてこれを担当する。航空、海上についてはアメリカ側がその責任を行うのであるというのが、今日のペンタゴンのおつての政策と申さなければなりません。従つて、日本が自主的に日本の自衛体制を作っているというふうなことは、申すことができないと思ひます。しかも昨年の重光・ダレス会談におきまして、向う側で、御承知のように日本に対してより多数の陸上部隊の設置を要望しておりました。三十数万という数であります。これと六カ年計画の最終年度における陸上部隊十八万との調整は、おそらく近い将来に出て参るだらうと思ひます。それらの点から見ましても、日本の今日の自衛体制は、決して自主的ではないといふことを申し上げなければならぬと思ふのであります。これが第二の理由であります。

第三の理由といたしましては、最近の国際情勢との関連からであります。御承知のように昨年ジュネーブにおきまして、四巨頭会談が行われました。その会談の内容等についてはここに申し上げるまでもなく、ヨーロッパの安全保障の問題、ドイツの問題、そして軍縮の問題が取り上げられております。これらの問題について、四巨頭の間にいわゆるジュネーブ精神と呼ばれるところの二つの国際的な大きな方向が打ち出されまして、それに基づきまして、昨年の八月下旬以来、国際連合の軍縮小委員会において軍縮問題が取り上げられ、また本年になりましてから、御

承知のように英仏においても、アメリカにおいても、あるいはまたソビエト側においても、軍縮に対する具体案が提出されるという状況になつて参つております。しかも国際間の紛争は、お互いに話し合ひで解決するといふ、いわゆる平和共存への方向が打ち出されていることも申し上げるまでもないと思ふのであります。こういう国際情勢のもとにおいて、日本がこれに逆行して自衛隊を増強するといふことができないと思ふのであります。その意味におきまして、私もこの防衛関係二法案に反対するのであります。

最後に、私は自衛隊の増強といふことが民生を圧迫するといふことをあげなければならぬと思ふのであります。すでに同僚の田畑君から申し上げましたように、防衛庁費は一千億を突破しております。これは防衛分担金その他の直接軍事費を加えますといふと、非常に膨大な額になります。いんやんや間接軍事費ともいふべき、たとえば軍人恩給等の費目を加えるならば、おそらくその総額は二千二、三百億に上るのではないかと思ひます。一兆三百億の予算の中で非常に大きな割合を占めておるのであります。その結果は、社会保障費であるとか、あるいは教育費であるとか、そういう民生のための費目の削減ないしはその圧迫となつて現われているのが現状ではないかと思ひます。従つて私もこの法案に、な民生安定を阻害するやうな法案には絶対反対をしなければならぬ。いんやんやこれが六カ年計画が遂行され、そして陸上十八万、海上十二万四千と、航空一千三百機といふやうな膨大

な軍備になりますと、その民生安定に対する影響はさらに増大するものと見なければならぬと思ふのであります。従つて私は以上の理由によりまして、この防衛関係二法案に対して反対するものであります。

○委員吉田 私は自由民主党を代表いたしまして、防衛庁設置法の一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案、右二法案に対して賛成の意を表します。

○委員長(小柳牧衛君) 他に御発言もなければ、討論に終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を一括して問題に供します。両案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小柳牧衛君) 挙手多数でございます。よつて右両案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきまして、慣例により、これを委員長に御一任願うことにいたしまして御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

横川 信夫	井村 徳二
廣瀬 久忠	井上 知治
木村篤太郎	白井 勇
堀 末治	中山 壽彦
野本 品吉	島村 軍次

○委員長(小柳牧衛君) ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始めて下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十九分散会